

介護保険 訪問看護重要事項説明書

みどり訪問看護ステーション

介護保険

訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項（運営規定概要）は次のとおりです。

【運営規定概要】

1. 事業者概要

| | |
|-------|--|
| 事業者名称 | みどり訪問看護ステーション |
| 所在地 | 東京都町田市山崎町 2055 番地 2 グランハート町田医療施設 B 棟 C 棟 2 階 C-215 号室 |
| 法人種別 | 医療法人社団 幸益会 |
| 代表者名 | 理事長 川村 益彦 所長 播磨 千恵美 |
| 電話番号 | 042-794-4766 |

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている指定された事業所

| | |
|---------------------------------------|---|
| 介護保険法令に基づき、東京都知事から指定を受けている事業所名称（指定番号） | 各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類 |
| みどり訪問看護ステーション 1363290303号 | 訪問看護・介護予防訪問看護 |

3. 利用事業所

| | |
|-------|--|
| 事業者名称 | みどり訪問看護ステーション |
| 指定番号 | 1363290303号 |
| 所在地 | 東京都町田市山崎町 2055 番地 5 グランハート町田医療施設 B 棟 C 棟 2 階 C-215 号室 |
| 電話番号 | 042-794-4766 |

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護またはリハビリテーションの必要性を認めた利用者様に対して、適切な訪問看護またはリハビリテーションを提供することを目的とします。

運営の方針

- （1）みどり訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の職員は、利用者様の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保険・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. ご利用事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-------|----|-----|-----|
| 管理者 | 1名 | | 1名 |
| 看護師 | 2名 | 9名 | 11名 |
| 保健師 | | | |
| 作業療法士 | | 2名 | 2名 |
| 理学療法士 | | | |
| 言語聴覚士 | | | |
| 事務員 | 1名 | 1名 | 2名 |

6. 営業日・時間

| | | |
|----------|-----------------------------|------------|
| 営業日・営業時間 | 月～金曜日 | 8:30～17:30 |
| | 土・日・祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は休業 | |

7. 営業地域

| | |
|---------|-----------------------|
| 通常の営業地域 | 町田市全域、神奈川県相模原市の一部（南区） |
|---------|-----------------------|

（注）上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

8. 訪問看護の内容

主治医の「訪問看護指示書」と「居宅サービス計画書」に基づいて、利用者・ご家族と話し合い訪問看護計画を作成し、訪問内容の確認をします。変更が生じた時は再度訪問内容の確認をいたします。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること。

訪問看護の内容が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護師の代わりに理学療法士、作業療法士が訪問いたします。

(4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

9. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人健康保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者様から受けるものとします。

利用者様はみどり訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所の利用料金及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

10. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。ただし、災害時は状況によって緊急対応が困難になることがありますので、ご了承ください。非通知設定されている方は番号通知の上ご連絡下さいますようお願いいたします。

11. 暴力への対応

利用者様とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・セクハラ等があった場合、サービスを中止する場合があります。

12. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告いたします。

13. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション：管理者 播磨 千恵美 電話 042-794-4766

町田市：いきいき生活部介護保険課 電話 042-724-4364

神奈川県相模原市：高齢政策課 指定・指導班 電話 042-707-7046

東京都国民健康保険団体連合会：介護相談指導課 介護保険苦情相談窓口

相談時間 9:00～17:00（土日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

電話 03-6238-0177

神奈川県国民健康保険団体連合会：介護保険課 介護保険苦情相談窓口

相談時間 8:30～17:15（土日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

電話 045-329-3447

【重要事項説明の年月日】

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

所在地 〒195-0074
東京都町田市山崎町 2055-2 グランハート町田 C-215

法人名 医療法人社団幸益会

代表者名 理事長 川村 益彦

事業所名 みどり訪問看護ステーション

説明者氏名 所長 播磨 千恵美

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者

住所

氏名

_____ (印)

ご家族（代理人）

住所

氏名

_____ (印)

(続柄)